

矢板市総合戦略策定支援業務仕様書

1 業務目的

本業務は、「やいた創生未来プラン」の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8年度を初年度とする矢板市総合戦略（以下「次期戦略」という。）を策定するものである。

次期戦略は、本市の人口の現状と将来の展望を示した人口ビジョン基礎調査や、市民アンケート調査の結果を踏まえ、消滅可能性自治体の脱却に向け、本市が抱える課題を見出し、その課題解決に着実に取り組むため、中長期的なスパンで重点的に取り組む施策を定めるものとする。

そこで、次期戦略の策定に当たっては、本市を取り巻く社会情勢の現状を分析した上で、本市の将来像やまちづくりの方針を盛り込み、今後10年間で取り組む施策を掲げた重点戦略型の計画を策定するものとする。

2 委託業務名

矢板市総合戦略策定支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年2月27日（金）まで

4 次期戦略の概要

次期戦略の構成及び計画期間等は次のとおり想定しており、受託者はこれを踏まえて本業務を履行すること。

(1)構成

【第一章「構想編」】

人口ビジョン基礎調査の結果を基に現状を分析し、目指すまちの将来像と本市が抱える課題について整理を行う。

【第二章「戦略編」】

短期的に集中して取り組む事業と長期的に取り組む事業に二分化し、本市が抱える課題等に的確に対応できるよう、複眼的思考をもって設定する。

①短期的事業：今後5年間に集中して取り組む重点事業（K P I の設定）

②長期的事業：今後10年間に取り組む重点事業

【第三章「検証編」】

重点事業を着実に実施していくとともに、PDCAサイクルに基づき、数値目標や重要業績評価指標（K P I）の達成度により効果を検証し、改善する仕組みを構築する。

(2)計画期間

①構想編 令和8年度～令和17年度の10年間（5年で見直しをする。）

②戦略編 短期的事業：令和8年度～令和12年度の5年間

長期的事業：令和８年度～令和17年度の10年間

③検証編 毎年度実施

5 業務内容

次期戦略策定に向け、次の業務を行うものとする。なお、ここに示す業務は、次期戦略の策定に最低限必要な事項を示したものであり、受託者は、当該業務を充実させ、また、効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

(1)「構想編」策定支援

市では、次期戦略策定に当たり、庁内WG等で以下の内容を検討している。

①市の現状整理

②まちの将来像と達成目標

③主要課題とまちづくりの方針

市の検討状況に加え、内部環境（人口動態、市民アンケート調査、現行計画評価等）や外部環境（国・県の動向、先進自治体動向等）を加味した構想案を提案すること。

人口動態については、令和６年度に国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来人口推計に基づいた基礎調査は実施済であるため、そのデータを活用すること。

市民アンケート調査については、令和６年度に実施済であるため、そのデータを活用すること。

(2)「戦略編」策定支援

重点的に取り組む短期的事業と中長期的に取り組む長期的事業の具体的な取組事業の策定を行う。加えて、短期的事業においては、事業ごとに重要業績評価指標（K P I）を設定する。

受託者は、以下の内容を支援すること。

①庁内検討チームなどが施策・事業・K P Iを設定するための検討シートの作成

②庁内検討チームなどにおける立案内容の聞き取り・精査

③各種施策を効果的かつ効率的に実行するためのK P I設定に関する提案

④全体の取りまとめ

(3)「検証編」策定支援

進捗管理方法については、毎年容易かつ確実に数値を知りうるものを提案するとともに、総合戦略検証委員会において検証可能なものを提案すること。

(4)会議開催支援

次期戦略策定に伴う会議等の開催に対し、適切な支援を行う。

①矢板市総合戦略策定懇談会の支援（外部有識者からなる組織）

- ・運営方法の提案

- ・資料作成支援

②矢板市総合戦略策定検討委員会の運営支援（各種団体の若手メンバーや市民公募からなる組織）

- ・運営方法の企画提案

- ・資料作成支援

- ・ 会議への参加（３回程度）

(5)パブリックコメント実施支援

パブリックコメントに際し、技術的な支援を行うこと。

(6)本編及び概要版の作成支援

本編及び概要版の作成支援を行うこと。なお、作成に当たっては、イラスト、写真等を効果的に使用するなど、視覚的な理解を重視し、住民が分かりやすい構成を提案すること。

6 成果品

(1)次期戦略の本編及び概要版の各原稿データ一式

修正可能な電子データ及びPDFデータを電子記録媒体に保存

※修正可能な電子データは、ワードやエクセルなどの加工可能なデータとすること。

(2)資料、記録等

「５ 業務内容」に係る資料、記録等の電子データ一式

※ワード、エクセル、パワーポイント等のデータを電子記録媒体に保存

7 その他

(1)業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(2)事業実施に当たっては、本市と受託者が協議しながら実施するものとする。

(3)本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、担当者と協議し指示を受けるものとする。

(4)業務を円滑かつ適正に進めるため、打合わせ協議は必要に応じて行うものとする。

(5)業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。

(6)事業の成果は、すべて本市に帰属するものとし、業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、利用できるものとする。

(7)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは発注者と受託者が協議の上、定めることとする。

(8)上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。